

南あわじ市青年等就農計画認定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、農業経営基盤強化促進法に基づく青年等就農計画（以下「計画」という。）の認定に関して、国の農業経営基盤強化促進法の基本要綱及び南あわじ市農業経営基盤強化促進基本構想（以下「基本構想」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

(申請者の要件)

第2条 計画の認定を市長に申請できる者は、本市の区域内において新たに農業を営もうとする者（農業経営開始後5年を経過しない者を含む）であって、次のア～ウのいずれかに該当する、就農時あるいはその後においても、専ら農業に従事する者とする。

ア 青年（18歳以上45歳未満）であって、かつ、次の各号のいずれかに該当する者

(ア) 就農準備資金を活用している者

(イ) 親方農家のもとで1年以上研修している者

(ウ) 親元で1年以上農業に従事している者

(エ) 農業を専門とした学校を卒業している者

(オ) 計画の達成に資する農業に1,200時間以上従事している者

(カ) (ア) から (オ) までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

イ 45歳以上65歳未満の者であって、かつ、次の各号のいずれかに該当する者

(ア) 商工業その他の事業の経営管理に3年以上従事した者

(イ) 商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者

(ウ) 農業又は農業に関連する事業に3年以上従事した者

(エ) 農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者

(オ) (ア) から (エ) までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

ウ ア又はイに該当する者であって、法人が営む農業に従事すると認められる者が役員
の過半数を占める法人

(計画の申請)

第3条 申請者は、青年等就農計画認定申請書（別紙様式第1号）に次に掲げる書類を添

付して、市長に提出しなければならない。

- ア 経営開始後5年間の農用地規模拡大計画
- イ 経営開始後5年間の収支計画
- ウ 経営開始後5年間の設備投資計画
- エ 経営開始後5年間の資金計画
- オ 経営開始後5年間の作付け計画
- カ 所有資産の修繕費、減価償却費に関する資料
- キ 開業届（既に就農している場合）
- ク 履歴書
- ケ 第2条の要件を満たすことがわかる資料
- コ 市長が必要と認める書類

（計画の認定）

第4条 市長は、前条により認定の申請があったときは、次のア～エの項目に基づき審査をするものとする。

- ア 就農5年後の経営目標について、主たる従事者1人当たりの労働時間が1,800時間程度であること。ただし、1,500時間を下回らないこと。
- イ 就農5年後の経営目標について、主たる従事者1人当たりの農業所得が200万円以上であること。
- ウ 計画に記載された経営規模や生産方式、経営管理の方法、導入機械、施設が、経営目標を達成できる内容であること。
- エ 申請者の技術、経営能力、労働力、事業・資金計画等から総合的にみて、計画の実現性が高いこと。
- オ 計画が、南あわじ市農業経営改善協議会で認められること。

2 市長は、前項による審査を行ったときは、申請者に対して計画の認定又は却下について、通知を行うものとする。なお、新規認定の場合は青年等就農計画認定書（別紙様式第2号）、変更認定の場合は青年等就農計画認定書（変更）（別紙様式第3号）を併せて交付するものとする。

（計画の変更申請）

第5条 計画の認定を受けた者（以下「認定新規就農者」という。）は、認定を受けた計画について次のア～エに該当する変更をしようとするときは、第3条に基づき市長に申請し、承認を受けなければならない。

- ア 新たに農業経営を営もうとする青年等の就農時における営農部門
- イ 就農地
- ウ 2割以上の増減を伴う所得目標

エ 2割以上の増減を伴う年間農業従事日数及び時間

(認定の有効期間)

第6条 市長が認定した計画の有効期間は、認定した日から起算して5年とする。ただし、認定日以前に農業経営を開始した者にあつては、農業経営を開始した日から起算して5年とする。

2 認定新規就農者が、認定の有効期間内に農業経営改善計画の認定を受け、認定農業者となった場合には、農業経営改善計画の認定日を持って、当該計画の効力を失うものとする。

(状況報告)

第7条 認定新規就農者は、認定期間中毎年7月末までに就農状況報告書（別紙様式第4号）に経営管理の状況がわかる資料（前年度の確定申告書、帳簿の写し等）を添付して提出しなければならない。ただし経営開始資金等の規定に基づき、市長に対して同様の報告をしている場合は、本報告は行っているものとみなす。

(是正指導)

第8条 市長は、前項に規定する報告を受けたときは、次のア～ウの認定取消事由に該当していないかを確認し、該当する場合は関係機関と連携して、適切な助言及び指導を行うものとする。ただし、経営開始資金等の規定に基づき、市長が報告の確認をしている場合は、本報告の確認はしているものとみなす。

ア 農業経営を中止したとき。

イ 第4条の認定要件に該当しないものと認められるとき。

ウ 計画に従って必要な措置を講じていないとき。

(認定の取消し)

第9条 市長は、前条により、認定新規就農者に対して助言及び指導を行ったにもかかわらず、認定取消事由に該当する状態が長期にわたって続き、その改善が見込まれない場合又は申請書の内容に虚偽、誤りがあった場合には、当該認定新規就農者に対し青年等就農計画認定取消通知書（別紙様式第5号）を通知し、計画の認定を取消すものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附則 この要領は令和6年4月1日から施行する。

この要領は令和6年7月1日から施行する。

この要領は令和8年4月27日から施行する。